

岩手県監査委員告示第51号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第14号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年10月3日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象団体名 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年1月21日

(2) 本監査実施日 平成26年2月13日

3 監査結果の公表の日 平成26年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、岩手県所有の備品を固定資産として計上していたものが7件、2,630,460円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理に当たり、岩手県所有とすべき備品については、平成25年度末で整理した。今後は、適正な物品の管理を行い再発防止に努める。